

平成 17 年 6 月 15 日

金融庁 検査局総務課 御中

全国銀行協会

**「検査における評定制度について(案)」に対する  
意見について**

今般、当協会では、平成 17 年 5 月 27 日付「検査における評定制度  
について(案)」に対する意見書を別紙のとおり取りまとめましたので、  
何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「検査における評価制度について（案）」に対する  
意見について

今般、「検査における評価制度について（案）」に対する意見を下記のとおり取りまとめました。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 総論

- (1) 今般の評価制度の導入にあたっては、被検査金融機関における資料作成をはじめとする作業負担が、従来検査と較べて増大することがないように、配慮をお願いします。
- (2) 検査受検中における意見交換にあたっては、先般公表された「金融検査に関する基本指針（案）」に示されている「双方向の議論」を徹底願うとともに、評価段階や評価基準、評価結果等への反映にあたっては、そうした議論を踏まえた目標の統一が図られることを希望する。
- (3) 検査に関する基本指針（案）には、金融庁が被検査金融機関に対して指摘及びそれに対する認識の明確化を行う際には書面を利用するとあるが、評価結果の決定にあたっての具体的な根拠についても、立入検査期間中に書面を通じて提示されるか確認したい。
- (4) 金融機関にとってはプラス要素も含めた結果の還元が金融機関の自主的な改善に向けた動機付けにも結びつくものと思料されることから、検査結果通知にあたっては、問題指摘に留まらず、評価結果の判定プロセスや要因についても示されるという理解でよいか確認したい。
- (5) 評価結果による検査の濃淡の反映については公平性・透明性の確保に努めた運用とともに、金融機関自身の経営改善の動機付けにつながるよう、メリハリのある具体的な内容の明示をお願いしますとともに、主要行の通年検査についても見直しを要望する。

また、一方で、検査周期への反映にあたっては、被検査金融機関が公表されることにより、風評リスクが生じる懸念も

想定されるので、公表方法等については慎重な対応をお願いしたい。

- ( 6 ) 平成 17 検査事務年度中を試行期間とすることとされているが、目線の統一や予見可能性の向上の観点から、金融機関にとって有用な情報等については、施行前に可能な限り還元されることを希望する。
- ( 7 ) 「金融検査マニュアル」及び「評価における着眼点(例)」については、今後の改定等の際に検査により抽出された主な検証ポイントを反映していただくことを希望する。

## 2. 各論

- ( 1 ) 評価段階及び着眼点(例)
  - ・ 評価上の優先度が とされている項目の着眼点については、極力具体的に例示願いたい。  
(例) 自己査定体制の整備等の状況(45頁)  
償却・引当態勢の整備等の状況(51頁)他
  - ・ 着眼点が示されているチェック項目について、評価上の優先度の記載がないものがあるので、明示願いたい。  
(例) 償却・引当結果の適切性(52頁)他
- ( 2 ) 顧客保護等管理態勢
  - ・ 顧客からの苦情等(12頁)  
顧客からの苦情については、金融機関の認識の確認等を含み、実態等を十分に把握願いたい。
- ( 3 ) リスク管理態勢(共通)
  - 全般  
リスク管理態勢(共通)のチェック項目については、各リスク管理態勢(信用、市場、流動性、オペレーショナル)と重複している項目が多いことから、リスク管理態勢(共通)と各リスク管理態勢の評価結果の関係を明示願いたい。  
監査役会等の機能発揮(19頁)  
監査役会等の機能については、監査役による監査が、原則適法性監査を行うものであり、妥当性の監査については限界があることを認識した記載を、評価上の留意点に追記願いたい。  
内部監査部門の管理・内部監査の従事者の専門性(22・23頁)  
人材の確保の観点からは、内部監査部門を管理する経営の方針も重要であり、評価上の優先度について修正願いたい。

内部監査計画 等（22・24・25 頁）

評定上の優先度については金融検査マニュアルの項目毎に付されていることは認識しているが、ガバナンス上の位置付けが経営陣による統制と内部管理（内部監査）双方にまたがるものについては記載方法を修正願いたい。

（４）資産査定管理態勢

- ・ 自己査定基準の適切性（46 頁）

着眼点（例）の について、直近の不動産鑑定士による鑑定評価額は当該担保評価額を処分可能見込額とすることが認められており、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証することとされている。通常、鑑定評価の前提条件が相違ないことを前提として担保評価額の精度が十分に高いと判断されるものであり、当該事例については本来の趣旨に記載を変更していただきたい。

（５）市場関連リスク管理態勢

- ・ 統一的な指標によるリスク量の計測（59 頁）

着眼点例「いわゆる「統合リスク管理」の観点を～望ましい」の記載については、内容が具体性に欠けること、および「 . 1. リスクの認識と評価」における「評定における着眼点(例)」と整合性を確保すべきと思料されることから、「 . 1. リスクの認識と評価」における「評定における着眼点(例)」と同様の内容に修正願いたい。

（６）流動性リスク管理態勢

- ・ 資金繰りに関する規定の整備（72 頁）

金融検査マニュアル上、「逼迫度区分の認識基準」という表現は無いこと、及び逼迫度区分において「定量的な認識基準」（例：ジャパンプレミアムが 50bp 以上等）を設定することは困難であることから、「逼迫度区分の認識基準」は削除願いたい。

（７）オペレーショナル・リスク管理態勢

- ・ 防犯対策（87・88 頁）

【ガバナンス上の位置付け】として『経営陣による統制』と記載された項目の中で、「金融検査マニュアルのチェック項目」の記載には『経営陣の関与』を示す記載がない項目がある。「金融検査マニュアルのチェック項目」の記載との平仄統一が望ましい。

以 上